

## 地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会 運営要綱

### 1. 趣旨

市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる能力を有することが求められている。

今後の事務処理のあり方を考えた場合、市町村の多様性を前提に、各市町村が自らの課題に適切に対処できるようにしていく必要がある、その際の選択肢の一つとして共同処理方式による広域連携が考えられるが、地方公共団体のニーズを踏まえながら、その仕組みが一層活用される方策を検討し、自治体組織の強化・効率化を図ることが重要である。

このため、事務の共同処理の現状と課題を分析し、今後のあるべき姿や更なる活用方策について有識者等を交え検討を行う研究会を開催する。

### 2. 名称

本研究会の名称は、「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」（以下「研究会」という。）とする。

### 3. 研究内容

研究会における研究内容は、次のとおりとする。

- (1) 事務局等の共同設置制度の創設による自治体組織の強化・効率化について
- (2) 既存の広域行政制度の課題と今後の方向性について
- (3) その他自治体経営マネジメントを向上させるための方策について

### 4. 構成

- (1) 研究会は、別紙の構成員をもって構成する。
- (2) 研究会に、座長 1 人及び座長代理 1 名を置く。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長代理がその職務を代理する。
- (5) 研究会に、幹事を置く。幹事は別紙のとおりとする。

### 5. 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は必要があると認めるときは、構成員等による実地調査を実施することができる。

### 6. 雑則

- (1) 総務省自治行政局行政体制整備室に事務局を置く。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会名簿

(敬称略 50音順)

(構 成 員)

- 座 長 辻 琢 也 (一橋大学大学院法学研究科教授)
- 機 部 哲 (獨協大学法学部准教授)
- 入 江 容 子 (愛知大学法学部准教授)
- 甲 斐 朋 香 (松山大学法学部准教授)
- 勝賀瀬 淳 (高知県総務部分権広域行政課長)
- 高 田 修 (飯田市総務部財政課長)
- 土 山 希美枝 (龍谷大学法学部准教授)
- 出 口 裕 明 (神奈川大学法学部教授)
- 東 方 俊一郎 (石川県代表監査委員)
- 村 上 孝 浩 (志木市企画部政策推進課長)

(幹 事)

総務省自治行政局行政課長

総務省自治行政局市町村課長

総務省自治行政局合併推進課長

総務省自治行政局公務員部公務員課長

事務局長 総務省自治行政局行政体制整備室長